

## 栗山町地域福祉実践計画策定委員会設置要領

### (目的)

第1条 栗山町社会福祉協議会は、第5期地域福祉実践計画（以下「実践計画」という。）を策定するため、栗山町地域福祉実践計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (業務)

第2条 委員会は、実践計画（案）について協議、検討を行う。

### (構成)

第3条 委員の定数は、13名以内で構成し、社協会長がこれを委嘱する。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から平成25年3月31日までとする。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が召集し、その議長となる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、社協事務局において行う。

### 附則

この要領は、平成24年12月 1日から施行する。